

第Ⅱ編 運営・維持管理業務編

県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書

第Ⅱ編 運営・維持管理業務編

目 次

第1章	総則	1-1
第1節	運営・維持管理業務の概要	1-1
第2節	本施設の基本性能	1-4
第3節	一般事項	1-4
第4節	運営・維持管理業務条件	1-10
第2章	業務実施体制	2-1
第3章	受付計量業務	3-1
第4章	運転管理業務	4-1
第5章	維持管理業務	5-1
第6章	情報管理業務	6-1
第7章	環境管理業務	7-1
第8章	有効利用等業務	8-1
第9章	関連業務	9-1

第1章 総則

本要求水準書（以下、「本書」という。）は、県央県南広域環境組合（以下、「本組合」という。）が発注する県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設（以下、「本施設」という。）整備・運営事業（以下、「本事業」という。）のうち、運営・維持管理業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

第1節 運営・維持管理業務の概要

1. 業務名

県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設 運営・維持管理業務

2. 業務実施場所

長崎県諫早市福田町 1250 番地ほか

3. 対象施設

本業務における対象施設は以下のとおりである。

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

- ・施設規模：287t/日 (95.7t/24h×3 炉)
- ・ごみ処理システム：ストーカ式焼却炉+灰のセメント原料化

2) その他関連施設

計量棟、工場棟駐車場、植栽帯、外構等

なお、管理棟、洗車場については既存施設を流用、管理棟駐車場については本組合にて管理棟が位置する土地に整備を予定している。（下記敷地面積約 1.8ha に含む。）

4. 敷地面積

約 1.8ha

（うち、工場棟が建設可能な平地造成部 約 1.2ha、管理棟・洗車場が位置する土地 約 0.6ha）

5. 処理対象量

「第I編 設計・建設業務編 第1章第2節 1.1) 公称能力」 参照

6. 処理対象廃棄物

「第I編 設計・建設業務編 第1章第2節 1.2) 計画ごみ質」 参照

7. 民間事業者の業務範囲

本業務における民間事業者（以下、「事業者」という。）の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。また、図 1-1 に業務範囲を示す。

- 1) 受付計量業務（料金徴収代行を含む）

- 2) 運転管理業務
- 3) 生成物の保管・積込・計量
- 4) 維持管理業務（保守、修繕含む）
- 5) 情報管理業務
- 6) 環境管理業務
- 7) 余熱利用管理業務 ※売電収入は、本組合の収益。
- 8) 近隣住民対応の支援
- 9) 行政視察者及び一般見学者対応の支援
- 10) その他関連業務（定例分析業務の支援等）

8. 本組合の業務範囲

本業務における本組合の業務範囲は、以下の業務とする。また、図 1-1 に業務範囲を示す。

- 1) 処理対象物の収集・運搬業務（構成市の業務範囲含む）
- 2) 生成物の運搬及び資源化業務
- 3) 行政視察者及び一般見学者への対応
- 4) 運営モニタリング（業務実施状況の監視）
- 5) 定例分析業務
- 6) その他必要な業務

9. 運營業務期間

令和 8（2026）年 4 月から令和 28（2046）年 3 月までの 20 年間とする。

【県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設 運営・維持管理業務 業務範囲】

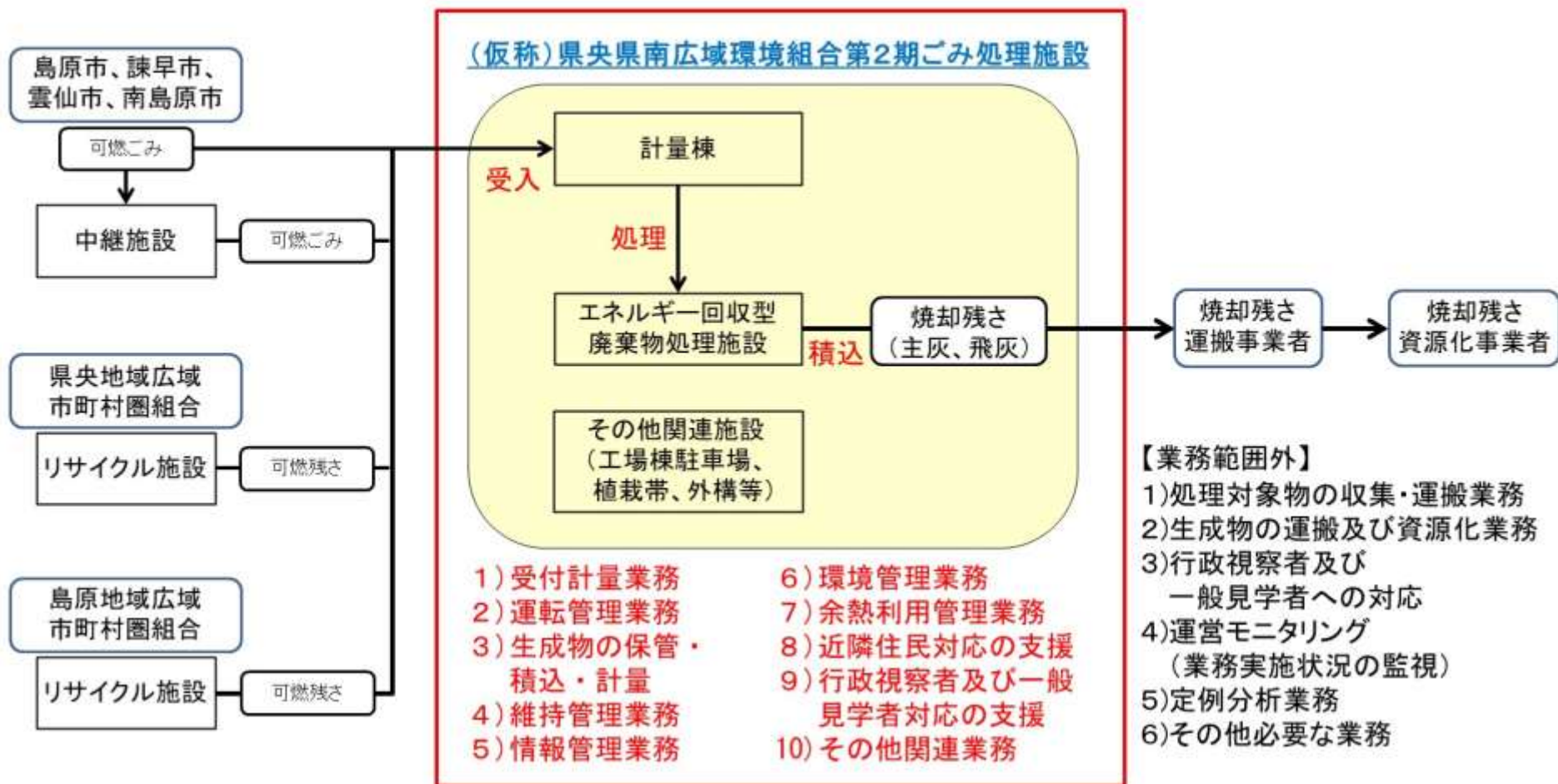


図 1-1 業務範囲図

第2節 本施設の基本性能

1. 公害防止条件

本施設の公害防止条件は、「第Ⅰ編 設計・建設業務編 第1章第2節9. 公害防止基準値」に記載された数値であり、事業者の責任により適合させなければならない。

2. ユーティリティ条件

本施設におけるユーティリティ条件は、「第Ⅰ編 設計・建設業務編 第1章第1節12. 4)敷地周辺設備」に示すとおりである。これらの調達等については、事業者の責任と費用で行う。

3. 本施設の基本性能

本書に示す施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、施設としての機能であり、「第Ⅰ編 設計・建設業務編 第1章第7節9. 2)性能保証事項」に示すごみ処理能力、公害防止基準及び作業環境基準である。

第3節 一般事項

1. 要求水準書の遵守

事業者は、本業務期間中、本書等に記載された本施設に関する各種の要件を満足し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び臭気等の公害発生を防止するとともに、施設の保全、維持及び安全を管理し、適正に本施設の運営・維持管理を行うものとする。また、関係官公庁の検査、指導等に対して誠実に対応すること。

2. 生活環境影響調査報告書の遵守

事業者は、本業務期間中、本施設に係る生活環境影響調査報告書の内容を遵守すること。

また、本組合が実施する調査又は事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本組合と協議の上、対策を講じること。

3. 関係官公署への許認可申請等

運営にあたって必要となる官公署等への許認可申請は、原則として事業者の責任において手続きを行うこと。また、本組合が申請を行う場合には全面的に協力し、本組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。

4. 関係官公署への対応

事業者は、本業務期間中、関係官公署の指導に従うこと。施設の運營業務に関して、関係官公署が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、関係官公署からの報告、記録、資料提供等の要求については本組合の指示に基づき対応すること。

5. 公害防止条件の遵守

「本章第2節1. 公害防止条件」の数値に関し、定期測定値又は連続監視している排ガス測定機器の数値が基準値を超過した場合は、すみやかに施設を停止し本組合に報告すること。その後、原因の究明、対策の実施及び効果の確認(一時稼働)を行った上で本組合と協議すること。

本組合は、報告の内容を確認し、再稼働の可否を判断し指示する。なお、原因の究明、対策の実施及び効果の確認に要する経費は事業者の負担とする。

また、運営事業者は、本組合が地元住民と締結している環境保全等についての協定書(以下、「地元協定」という。)を遵守できるように運営・維持管理を行うこと。また、今後新たな地元協定を締結もしくは変更した場合についてもその内容を遵守し、運営・維持管理を行うこと。

6. 関係法令等の遵守

事業者は、本業務期間中、次に示す関係法令等を遵守するとともに、関係官公署等の指導に従って対応しなければならない。

6.1 国の法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

環境基本法

騒音規制法

振動規制法

悪臭防止法

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

ダイオキシン類対策特別措置法

土壌汚染対策法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

水道法

浄化槽法

消防法

建築基準法

建設業法

都市計画法

道路法

河川法

砂防法

工場立地法

航空法

電波法
労働基準法
労働安全衛生法
電気事業法
公共建築物等木材利用促進法
計量法
その他関係法令、規則、基準等

6.2 諫早市の条例等

諫早市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
諫早市環境基本条例
その他関係条例、規則、基準等

6.3 長崎県の条例等

長崎県環境基本条例
長崎県環境影響評価条例
長崎県未来につながる環境を守り育てる条例
長崎県景観条例
長崎県建築基準条例
その他関係条例、規則、基準等

6.4 技術基準、規格等

ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）
ごみ処理施設性能指針
廃棄物処理施設長寿命化総合計画策定の手引き（ごみ焼却施設編）
廃棄物処理施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
クレーン等安全規則及びクレーン構造規準
ボイラー及び圧力容器安全規則
廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）
その他関係法令、規則、規格、基準、要綱、要領、指針等

7. 本組合への報告・協力

- 1) 本施設の運営に関して、本組合が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。
- 2) 定期的な報告は、「第6章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、本節「10. 緊急時対応」に基づくこと。
- 3) 本組合への報告については、「第2章 1. 業務実施体制」に基づくこと。
- 4) 事業者は、業務実施場所及び周辺で本組合等が行う業務・事業等に対し、協力すること。

8. 本組合の検査

- 1) 本組合が、事業者の運転や設備機器の点検等を行う運営・維持管理全般に対する立入り検査を行う場合、事業者は、その検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。
- 2) 1) による検査の他、本組合が必要と認める場合、随時検査を行う。

9. 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について本組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- 3) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5) 事業者は、「廃棄物処理施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（厚生労働省基発0110第1号、平成26年1月10日、以下「ばく露防止対策要綱」という。）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、本組合が定める者の同席を要すること。
- 6) 事業者は、ばく露防止対策要綱に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 7) 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 8) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 9) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 10) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について本組合に報告すること。
- 11) 事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 12) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。
- 13) 事業者は、採光、照明、色調調節、温度・湿度、換気、空調、騒音・振動対策等を十分考慮し、また、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

10. 緊急時対応

- 1) 事業者は、地震、風水害、その他災害時において、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、必要に応じて本施設を安全に停止させること。
- 2) 主要機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように配慮し、必要に応じて施設を安全に停止させること。
- 3) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、緊急時対応マニュアルは「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」を踏まえて作成し、必要に応じて随時改善すること。
- 4) 事業者は、緊急時に備えて、自主防災組織を組織し、警察、消防、本組合等関係機関への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- 5) 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、防災訓練等の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。
- 6) 事故が発生した場合、直ちに事業者は、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。
- 7) 事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、必要な薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- 8) 事業者は、適切な箇所にAED（自動体外式除細動器）を複数設置すること。また、設置したAEDは適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能とすること。

11. 地元経済への配慮

地元雇用や組合構成市内に所在地を有する地元企業（本店又は本社）からの工事や材料の調達、納品等について配慮すること。また、地域と一体となった運営を行うこと。なお、地元雇用については、特に本施設の運営を行うにあたっては、処理の安定性及び住民サービスの向上を図るとともに確実に遂行することが重要であるため、組合構成市内の廃棄物処理事業を熟知した人材（既存県央県南クリーンセンターの運転員等として従事している者で、次期ごみ処理施設の運転員等として雇用を希望する者等）を優先的に雇用すること。ただし、双方において適切な雇用形態が形成されない場合はこの限りではない。

12. 災害廃棄物等の処理

事業者は、本組合の指示により、震災その他不測の事態において発生した災害廃棄物のうち、受け入れ可能な性状の廃棄物を施設の処理能力を超えない範囲で、処理を行わなければならない。

13. 作成書類・提出書類

事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を本業務開始前に本組合に提出し、承諾を得ること。また、業務実施計画書を変更する場合は、本組合の承諾を得ること。

なお、提出する事項等について以下に例を示すが、本業務開始後に本組合と協議し、決定する。

表 1-1 業務実施計画書の構成（参考）

業務	業務実施計画書
1) 受付計量業務	業務実施体制表 月間搬入計画、年間搬入計画 受付計量マニュアル 受付計量記録様式 日報・月報・年報様式 その他
2) 運転管理業務	業務実施体制表 月間運転計画、年間運転計画 運転管理マニュアル 運転管理記録様式 日報・月報・年報様式 その他
3) 維持管理業務	業務実施体制表 調達計画 点検・検査計画 補修・更新計画 その他
4) 情報管理業務	各種報告書様式 各種報告書提出要領 その他
5) 環境管理業務	環境保全基準 環境保全計画 作業環境基準 作業環境保全計画 その他
6) 有効利用業務	余熱利用管理計画 生成物積込計画 その他
7) 関連業務	清掃、植栽計画・体制 防火管理計画・体制 施設警備防犯計画・体制 見学者説明要領書

	住民対応要領・体制 防災訓練実施要領 その他
8) 安全衛生管理	安全衛生管理体制 安全作業マニュアル その他
9) 緊急時対応	緊急時連絡体制 緊急時対応マニュアル 事故報告書様式 その他

第4節 運営・維持管理業務条件

1. 運営・維持管理

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- 1) 県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設 運営業務委託契約書
- 2) 要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編及び第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）
- 3) 事業者の設計・建設業務提案書
- 4) 事業者の運営・維持管理業務提案書
- 5) 本業務に関する質問回答書
- 6) その他本組合の指示するもの

2. 提案書の変更

本業務期間中に、本書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において本書を満足させる変更を行うものとする。

3. 要求水準書記載事項

3.1 記載事項の補足等

本書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。本書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

3.2 参考図等の取扱

本書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

4. 契約金額の変更

本節「2. 提案書の変更」、本節「3. 要求水準書記載事項」に該当する場合、契約金額の増額

は行わない。

5. 運営モニタリング（業務実施状況の監視）

本組合は、事業者による運営・維持管理業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、本業務の監視（1回/月を想定）を行うものとする。

- 1) 本業務の監視にあたり、事業者は、運営管理状況、財務状況に関する資料作成・説明等、モニタリングを円滑に実施するために、必要な協力を行うこと。
- 2) 本業務の監視により、本施設が運営業務委託契約書で定められた運営状態を満たしていない、又は本施設の性能を十分に発揮していないと判断される場合には、事業者は改善策を提出し、これに基づき必要な措置を講じること。
- 3) 必要に応じて、本組合は自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析、現場確認を行うことができるものとする。その他、必要に応じて運営モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

6. 本業務期間終了時の引渡し条件

事業者は本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本組合に引渡すこと。

- 1) 本組合が、本書に記載の業務の実施のために継続して使用することに支障のない状態であること。
- 2) 本組合が本書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、本組合が指示する内容の業務の引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、本施設の運営に必要な書類（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）及び、本要求水準書及び運営業務委託契約書に基づき事業者が整備作成する図書を含むものとし、次の項目を含むものとする。
 - (1) 取扱説明書及び図面（最新版）
 - (2) 維持管理履歴
 - (3) 故障履歴
 - (4) 資材等調達先リスト
- 3) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 4) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 5) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能（流量、速度、効率、材料厚さ、強度等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 6) 事業者は、引渡し時において以下の確認を行うこと。

- (1) 事業者は、建設時の性能試験と同等の内容・方法で試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。試験方法については、本組合と協議すること。
- (2) 事業者は、全ての設備（機械設備、建築設備）について以下の確認を行い、報告すること。
- ① 外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）
 - a) 汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、脱落、極端な摩耗等がないこと。
 - b) 浸水、漏水等がないこと。
 - c) その他、異常がないこと。
 - ② 機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む）
 - a) 異常な振動、音、熱伝導等がないこと。
 - b) 開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。
 - c) 各種設備機器が正常に運転され、電流値等に異常がなく正常な機能を発揮していること。
 - d) 絶縁状態等電氣的に異常がないこと
 - e) その他、異常がないこと。
- 7) 事業者は、引渡時の確認において、補修が必要な箇所を発見した場合は、事業終了時まで補修し、引渡すこと。
- 8) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本組合と事業者の協議によるものとする。

7. 運営の引継ぎに関する条件

- 1) 本組合が本書等に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう、本組合へ業務の引継ぎを行うこと。
- 2) 引継ぎ項目は、本施設の取扱説明書及び各マニュアル（本業務期間中の修正・更新内容も含む。）、本書及び運営業務委託契約書に基づき事業者が作成する図書等の内容を含むものとする。
- 3) 事業者は、本組合又は本組合が指定する業務期間終了後に運営・維持管理業務に従事する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あらかじめ事業者が作成し、本組合の承諾を得ること。
- 4) 引継ぎに係る教育指導は、本業務期間中に実施することとし、事業者は本業務期間終了時から3ヶ月前より教育指導を開始するよう計画すること。
- 5) 教育指導は、机上研修、現場研修、実施研修を含むものとする。
- 6) 予備品及び消耗品は6ヶ月分を補充して引き渡すこと。
- 7) その他、運営の引継ぎに関する詳細条件は、本組合と事業者の協議により決定する。なお、協議は事業が終了する36ヶ月前までに開始すること。

第2章 業務実施体制

1. 業務実施体制

- 1) 事業者は、本業務の実施にあたり、本書及び関係法令・基準等に基づき、適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 事業者は、受付計量業務、運転管理業務、生成物の保管・積込・計量、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、余熱利用管理業務、近隣住民対応の支援、行政視察及び一般見学者対応の支援、その他関連業務の各業務に必要な業務実施体制を整備すること。
- 3) 事業者は、整備した業務実施体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- 4) 事業者は、本業務の総括責任者として入札説明書に定める資格及び運転管理業務の経験を有するものを配置すること。

2. 有資格者の配置

事業者は、本施設を運営するために必要な人員を確保して、施設の運営を行うものとする。人員には表2-1に示す施設運営のために必要な有資格者が含まれるものとし、事業者は、責任をもってこれらを確保するものとする。

表 2-1 運営必要資格（参考）※1

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	エネルギー回収型廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者※2	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者※2	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
防火管理者	施設の防火に関する管理者
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第一種圧力容器取扱作業主任者	第一・二種圧力容器の取扱作業
第二種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
第二種ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
クレーン・デリック運転士	クレーン及びデリックの運転
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質の作業方法等の指導、排ガス処理設備等の点検、保護具の使用状況の監督
高圧ガス製造保安責任者免状	高圧ガスの製造施設に関する保安

※1：その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

※2：提案内容により、安全衛生推進者でも可。

3. 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の本組合等への連絡体制を整備すること。連絡体制の整備にあたっては、本組合が常時本業務の状況を把握・確認できるように配慮すること。なお、連絡体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

なお、ごみの搬入に関する構成市や各リレーセンターとの連絡は、本組合を通じて行うこと。

4. 教育訓練計画

- 1) 事業者は、作業員に対して新規雇用時も含め、継続的に施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導を実施すること。
- 2) 事業者は、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱等関係法令を遵守し、特別教育を実施しなければならない。
- 3) 事業者は、本業務の遂行に必要な資格等について、再講習・更新等が必要な場合はこれを実施させること。

第3章 受付計量業務

1. 本施設の受付計量業務

事業者は、本書、事業者提案等を遵守し、適切な受付計量業務を行うこと。

2. 搬入出車両管理

- 1) 事業者は、計量棟において、委託収集、中継運搬、許可収集、直接持ち込み等の搬入・搬出する車両に対して計量手続きを行うこと。
- 2) 事業者は、廃棄物、薬剤及び搬出物等を搬入・搬出する車両についても、計量棟において計量し、記録・確認すること。
- 3) 事業者は、直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、本組合が定める搬入物基準を満たしていることを確認すること。直接搬入ごみが搬入物基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。なお、搬入物基準を添付資料1に示す。
- 4) 搬入基準は、本組合が定め、事業者に通知するものとする。なお、変更した場合は、速やかに事業者に通知するものとする。

3. 案内・指示

- 1) 事業者は、ごみを直接搬入する者に対し、計量棟において、ごみの降ろし場所に関する案内・指示をしなければならない。
- 2) 事業者は、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。また、敷地内外に車両が渋滞する場合には、敷地内外の交通整理を行うこと。
- 3) 事業者は、市民からの問い合わせに関して適切な対応を行うこと。

4. 料金徴収代行

- 1) 事業者は、本施設にごみを直接搬入しようとする者より、本組合が定める料金と方法により、本組合に代わり徴収しなければならない。
- 2) 事業者は、徴収した料金を、「県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設運營業務委託契約書」に定める方法によって本組合へ引き渡すこと。

5. 搬入時間

- 1) 休業日を除き、表3-1に示す受付時間については、計量棟において受付を行うこと。
- 2) 休業日、夜間等、表3-1に示す受付時間外（年末や連休中等）についても、本組合が事前に指示する場合は、受付計量業務を行うこと。

表 3-1 受付時間

車両	受付時間	休業日
収集車両 (委託収集車、中継運搬車)	【月曜～金曜】 8時30分～16時00分	日曜、祝日
直接搬入 (許可業者含む)	【土曜】 8時30分～12時00分	

第4章 運転管理業務

1. 本施設の運転管理業務

事業者は、関係法令、公害防止条件等を遵守し本施設の各設備を適切に運転すること。また、「第1章第2節3. 本施設の基本性能」を十分に発揮し、搬入される廃棄物を、安定的かつ適正に処理するとともに、経済的運転に努めながら、運転管理業務を行うこと。

2. 運転条件

事業者は、以下に示す運転条件に基づき、本施設を適切に運転管理すること。

2.1 計画処理量

「第I編 設計・建設業務編 第1章第2節計画主要目」に示す指定ごみ質の範囲内において、以下の処理を可能とすること。

エネルギー回収型廃棄物処理施設 287t/日 (95.7t/24h×3 炉)

本施設の計画処理量は添付資料2に示す。

2.2 計画ごみ質

「第I編 設計・建設業務編 第1章第2節1.2)計画ごみ質」参照

2.3 年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を安全かつ安定的に滞りなく処理することを条件に計画すること。

2.4 運転時間

可燃ごみ処理施設の運転時間は、24時間/日とする。

2.5 施設動線

- 1) 場内の動線については、別途本組合の指示する動線を遵守すること。
- 2) 緊急時については本組合と協議すること。

2.6 公害防止条件

「第I編 設計・建設業務編 第1章第2節9. 公害防止基準値」参照

2.7 ユーティリティ条件

「第I編 設計・建設業務編 第1章第1節12.4)敷地周辺設備」参照

2.8 車両の仕様

- 1) 搬出入車両は「第I編 設計・建設業務編 第1章第2節1.5)搬出入車両」のとおりとする。
- 2) 事業者が手配するユーティリティの搬入車両については、本施設の運営に支障のない車両を選定すること。

3. 搬入物の性状分析

事業者は、本施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。な

お、分析項目、方法については、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（昭和52年11月4日環整95号）（以下、「環整95号」という。）」に示される項目・方法を満たすものとし、頻度については、年4回（3ヶ月に1回）以上実施すること。

4. 搬入管理

- 1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び本施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。
- 2) 事業者は、本施設に搬入される廃棄物について、善良なる管理者の注意義務をもって搬入禁止物の混入を防止し、混入されていた場合は排除するものとする。
- 3) 事業者は、直接搬入ごみに含まれる搬入禁止物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。
- 4) 事業者は、搬入廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者に搬入禁止物を返還すること。
- 5) 事業者は、構成市が収集する廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、本組合に報告し、本組合の指示に従うこと。
- 6) 事業者は、直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び必要な補助を行うこと。
- 7) 事業者は、本組合が搬入車両に対して定期的に行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。

5. 適正処理

- 1) 事業者は、関係法令、本施設の公害防止条件及び焼却条件等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理を行うこと。
- 2) 事業者は、本施設より排出される主灰、飛灰処理物等が関係法令、公害防止条件を満たすように適切に処理するとともに、施設外に搬出するまで飛散、流出しないよう適切に保管すること。
- 3) 主灰、飛灰処理物等が関係法令、公害防止条件を満たさない場合、事業者は当該廃棄物を関係法令、公害防止条件を満たすよう必要な処理を行うこと。
- 4) 事業者は、本施設の運転に際して、廃棄物処理法等に定める維持管理基準を遵守すること。

6. 適正運転

- 1) 事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- 2) 排ガス中の有害物質濃度を適正かつ厳重に管理するため、要監視基準値と停止基準値を設けること。要監視基準値は、入札段階で事業者が提案した数値であり、その値を上回った場合

に計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。また、停止基準値は、平常運転時にその基準を上回ると施設を停止しなくてはならない値で、「第Ⅰ編 設計・建設業務編 第1章第2節9. 公害防止基準値」に示す保証値である。

- 3) 要監視基準値及び停止基準値の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀、ダイオキシン類、一酸化炭素とする。
- 4) 事業者は、前項の規定より本施設を停止した場合は、その原因及び対策について、本組合へ速やかに書面で報告し、対策を講じること。

表4-1 要監視基準値と停止基準値（乾きガス基準）

項目		要監視基準値		停止基準値（保証値）	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
ばいじん	g/m ³ N	[]	1時間平均値が左記の基準値を上回った場合、本施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。	0.02	1時間平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。
SO _x (硫黄酸化物)	ppm	[]		20	
NO _x (窒素酸化物)	ppm	[]		30	
HCl (塩化水素)	ppm	[]		20	
Hg (水銀)	μ g/m ³ N	[]	[]	30	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。 この2回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	[]	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。直ちに追加計測を実施する。	0.01	
CO (一酸化炭素)	4時間平均	ppm	[]	30	4時間平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	1時間平均	ppm	[]	100	1時間平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。

※基準値は、酸素濃度12%換算値。

7. 搬出物の保管及び積み込み

- 1) 事業者は、本施設から排出される主灰、飛灰処理物、処理不適物等（以下、「搬出物」という。）について、適正処分に支障のないように適切に保管すること。
- 2) 事業者は、搬出物を搬出する際の積み込み作業を行うこと。

8. 搬出物の性状分析

- 1) 事業者は、本施設より搬出される搬出物の量について計量・管理を行うこと。
- 2) 事業者は、本施設より搬出される搬出物の性状について定期的に分析・管理を行うこと。

9. 運転計画の作成

- 1) 事業者は、本施設の安全と安定稼働の観点から、運転計画を作成すること。なお、運転計画は、要求水準書の内容を遵守した上で、本事業の事業者選定時に提出した提案書類と齟齬がない内容とし、本組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成すること。なお、年間運転計画書は、事前に本組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。なお、月間運転計画書は、事前に本組合の承諾を得ること。
- 4) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、本組合と協議の上、計画を変更し、承諾を得ること。

10. 運転管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定すると共に、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを、運營業務開始日の30日前までに作成すること。なお、運転管理マニュアルは、要求水準書の内容を遵守した上で、本事業の事業者選定時に提出した提案書類と齟齬がない内容とし、本組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、運転管理マニュアルに基づき運転を実施すること。
- 3) 事業者は、作成した運転管理マニュアルについて、施設の運転状況にあわせて随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、本組合の承諾を得ること。

11. 運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等のユーティリティデータを記録すると共に、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成すること。

第5章 維持管理業務

1. 本施設の維持管理業務

事業者は、関係法令、公害防止条件等を踏まえ「第1章第2節3. 本施設の基本性能」を十分に発揮し、搬入される廃棄物を、安定的かつ適正に処理するように、維持管理業務を行うこと。なお、「第I編 設計・建設業務編」によって建設した建築設備を含む本施設のすべての設備及び建築物等を対象とする。

2. 備品・什器・物品・用役の調達

- 1) 事業者は、本業務の遂行に必要な備品・什器・物品・用役の調達計画を、経済性を考慮して作成・提出し、本組合の承諾を得た上で、調達すること。
- 2) 作成した調達計画を変更する場合には、本組合と協議の上、承諾を得ること。

3. 備品・什器・物品・用役の管理

- 1) 事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要な際に支障なく使用できるよう適切に管理すること。
- 2) 災害時において本施設を稼働させるために必要な水、電気、燃料及び薬品の備蓄方法を検討し、適切に管理すること。

4. 施設の機能維持

- 1) 事業者は、本施設の機能を本業務期間に渡り維持するため、点検により構成設備機器の劣化状況等を把握し、計画的に必要な補修・整備・更新等を行うこと。
- 2) 必要な補修・整備・更新等の実施にあたっては、事前に計画書を本組合に提出し、承諾を得ること。

5. 点検・検査計画の作成

- 1) 事業者は、点検及び検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- 2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成し本組合に提出すること。
- 3) 点検・検査計画は、本組合に提出し、その承諾を得ること。
- 4) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。

6. 点検・検査の実施

- 1) 事業者は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて点検・検査を実施すること。
- 2) 日常点検で異常が発生した場合や事故発生時等には、事業者は臨時点検を実施すること。
- 3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- 4) 事業者は、点検・検査結果報告書を作成し本組合に提出すること。
- 5) 本組合が指示する場合、事業者は速やかに臨時の点検・検査を実施すること。

7. 補修整備計画の作成

- 1) 事業者は、本業務期間を通じた補修整備計画を作成し、本組合に提出すること。作成した補修整備計画について、本組合の承諾を得ること。なお、作成にあたっては、本章12項で示す長寿命化総合計画との整合を図るとともに、本施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を考慮すること。
- 2) 本業務期間を通じた補修整備計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本組合に提出すること。更新した補修整備計画について、本組合の承諾を得ること。
- 3) 点検・検査結果に基づき設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修整備計画を作成し、本組合に提出すること。作成した各年度の補修整備計画は本組合の承諾を得ること。
- 4) 作成した補修整備計画について、運用の過程で見直すべき点が明らかになった場合は、PDCAサイクルの流れで適宜見直しを行うこと。
- 5) 事業者が計画すべき補修整備の範囲は、点検・検査結果より、設備の性能を維持するための部品交換、部分取替、補強等である。
- 6) 補修整備は、表5-1に示す保全方式と対象設備例を参考に計画すること。
- 7) 最新の保全技術を用いて、合理的、経済的に補修整備を実施すること。

表 5-1 補修整備の範囲（参考）

保全方式		概要	対象設備（例）
事後保全		<ul style="list-style-type: none"> ・故障してもシステムを停止せずに容易に保全可能なもの（予備系列に切替え保全できるものを含む）。 ・保全部材の調達が容易なもの。 	予備系列のあるコンベア、ポンプ類等の設備、照明設備
予防保全	時間基準保全	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のメンテナンスが行いにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。 	コンプレッサ、ブロワ、タービン等回転機器類、電気計装部品、電気基板等
	状態基準保全	<ul style="list-style-type: none"> ・摩耗、破損、性能劣化が日常稼働中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。 	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、灰・汚水設備の腐食等

※「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（環境省）を参考に作成

8. 補修整備の実施

- 1) 事業者は、点検・検査結果に基づき、設備の性能を維持するために、補修整備を行うこと。
なお、設備の性能とは、「第1章第2節3. 本施設の基本性能」で示す本施設がその設備によって備え持つ、施設としての機能である。
- 2) 補修整備に際しては、補修整備工事施工計画書を本組合に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各設備・機器の補修整備に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管すること。

9. 精密機能検査

- 1) 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に基づき、3年に1回以上の頻度で、第三者による精密機能検査を実施すること。
- 2) 事業者は、精密機能検査の終了後、精密機能検査報告書を作成し、本組合へ提出すること。
- 3) 事業者は、精密機能検査結果の履歴を本業務期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本事業終了時に本組合へ無償で譲渡すること。
- 4) 精密機能検査の結果を踏まえ、「第1章第2節3. 本施設の基本性能」を維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行うこと。

10. 施設の保全

- 1) 事業者は、本施設の照明・採光設備、給配水衛生設備、空調設備、緑地等の管理・点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。
- 2) 特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切な管理、点検、修理、交換等を速やかに行うこと。
- 3) 緑地の管理・点検については、草刈、剪定、消毒等までを行うこと。

11. 機器更新

- 1) 事業者は、本業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した本業務期間に渡る更新計画を作成し、本組合に提出すること。また、作成した更新計画について、本組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、本業務期間中に本組合が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、本組合に提出すること。また、作成した更新計画について本組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。但し、法令改正、不可抗力によるものは、事業者が本組合に提案するものとし、事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- 4) 事業者は、作成した更新計画を変更する場合には、本組合と協議の上、本組合の承諾を得ることにより、当該更新計画を変更することができる。
- 5) 事業者は、説明用備品類について、分別区分の変更や処理フローなど主要なコンテンツに変更の必要が生じた場合は、発注者と協議の上、必要な箇所を更新すること。

12. 長寿命化総合計画の作成及び実施

- 1) 事業者は、ライフサイクルコスト低減を通じた効率的な更新整備や保全管理を充実するストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）（環境省令和3年3月改訂）」等に基づき、本施設の設計・建設事業者が作成する施設保全計画を踏まえ、長寿命化総合計画を作成すること。
- 2) 事業者は、点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき更新し、その都度、本組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、作成した長寿命化総合計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要な維持管理を行うこと。なお、20年間の運営業務期間終了後も10年程度、本施設を継続して公共の用に供するため、30年間程度の安定稼働を想定した維持管理計画とすること。

13. 改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し本組合と協議すること。ここでいう改良保全とは、著しい技術または運営手法の革新等（以下、「新技術等」という。）がなされ、本業務に関して新技術等を導入することにより、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等が見込めるような改良をいう。

第6章 情報管理業務

1. 本施設の情報管理業務

事業者は、本書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

2. 運転管理記録報告

- 1) 事業者は、廃棄物搬入量、搬出物量、薬剤等搬入量、運転データ、用役データ等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、日報、月報、年報として本組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3) 運転記録に関するデータは、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- 4) データベースを整備し、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

3. 点検・検査報告

- 1) 事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- 2) 計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3) 点検・検査に関するデータは、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- 4) データベースを整備し、報告書類等を年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

4. 補修整備報告

- 1) 事業者は、補修整備計画を記載した補修整備計画書、補修整備結果を記載した補修整備結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- 2) 計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3) 補修、整備に関するデータは、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- 4) データベースを整備し、報告書類等を年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

5. 環境保全報告

- 1) 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し本組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3) 環境保全に関するデータは、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

と。

- 4) データベースを整備し、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。
- 5) 本組合が指定する環境保全状況に関するデータについて、ホームページによる情報提供を行うこと。

6. 作業環境保全報告

- 1) 事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した、作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3) 作業環境管理に関するデータは、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- 4) データベースを整備し、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

7. 施設情報管理

- 1) 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間に渡り適切に管理すること。
- 2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本組合と協議の上決定すること。
- 4) データベースを整備し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。
- 5) 事業者は、施設の概要や環境保全結果を情報公開するため、ウェブ上に施設のホームページを作成し、必要に応じて更新するなど管理を行うこと。なお、掲載内容について事前に本組合の承諾を得ること。

8. 有効利用管理報告

- 1) 事業者は、生成物の保管・積込・計量作業を記載した生成物積込作業等報告書、場内外電力供給・売電・温水供給等に関する業務成果を記載した余熱利用管理報告書を作成し、本組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3) 有効利用に関するデータは、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

9. その他管理記録報告

- 1) 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目で、本組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- 2) 提出頻度・時期・詳細項目については、本組合と別途協議の上、決定すること。
- 3) 本組合が要望する管理記録について、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- 4) データベースを整備し、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

第7章 環境管理業務

1. 本施設の環境管理業務

事業者は、関係法令、公害防止条件等を踏まえ、「第1章第2節3. 本施設の基本性能」を十分に発揮し、適切な運転管理等が実施できるよう環境管理業務を行うこと。

2. 環境保全基準

- 1) 事業者は、公害防止条件、環境保全関係法令、環境影響評価書、生活環境影響調査報告書等を遵守した環境保全基準を定めること。
- 2) 事業者は、運営・維持管理にあたり、環境保全基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本組合と協議すること。

3. 環境保全計画

- 1) 事業者は、本業務期間中、本施設からの排ガス・騒音・振動・悪臭等による周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準の遵守状況を自主的に確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- 2) 測定項目及び頻度は「第I編 設計・建設業務編 第1章第2節9. 公害防止基準値」に示す内容を含み、表7-1を参考に計画するものとする。なお、環境測定の実施にあたっては、第三者機関である計量証明事業所に行わせること。
- 3) 事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- 4) 事業者は、環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。

表 7-1 環境保全基準遵守のための測定項目及び頻度（参考）

項目	頻度	備考	所掌	
			本組合※	事業者
ごみ質	1回/月	月ごとに測定	○	○
排ガス	4回/年	各炉 4半期ごとに測定	○	○
悪臭	1回/年		○	○
騒音	1回/年		○	○
振動	1回/年		○	○
主灰	4回/年	4半期ごとに測定	○	○
飛灰処理物	4回/年	4半期ごとに測定	○	○
土壌	4回/年	4半期ごとに測定		○
作業環境	4回/年	4半期ごとに測定 測定場所：炉室等	○	○
雨水排水	4回/年	4半期ごとに測定		○
水質	1回/年		○	

※事業者が実施する分析とは別に、法や地元協定に基づき本組合が実施するものである。

4. 作業環境保全基準

- 1) 事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守し、表7-1を参考に作業環境保全基準を定めること。
- 2) 事業者は、運営・維持管理業務にあたり、作業環境保全基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、本組合と協議すること。

5. 作業環境保全計画

- 1) 事業者は、本業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- 3) 事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。

第8章 有効利用等業務

1. 本施設の有効利用等業務

事業者は、関係法令、公害防止条件等を踏まえ、「第1章第2節3. 本施設の基本性能」を十分に発揮し、生成物の資源化やエネルギーの有効利用等業務を行うこと。

2. 生成物（主灰、飛灰）の資源化

事業者は、本施設の運転により発生する生成物（主灰、飛灰）を場内にて保管・貯留し、本組合が選定する生成物運搬事業者の搬出車両への積み込み作業まで行うこと。

- 1) 本組合と生成物運搬事業者が、本業務期間を通じ、安定した生成物（主灰、飛灰）の供給及び引取りを実現するため、運搬業務委託に係る契約の締結について協力すること。
- 2) 本組合と生成物資源化事業者が、運営期間を通じ、安定した生成物（主灰、飛灰）の供給及び引取りを実現するため、委託処理に係る契約の締結について協力すること。
- 3) 事業者は、生成物（主灰、飛灰）発生量が最小となるような運転管理に最大限努めること。また、引き渡される生成物の水分含有量が最小となるように配慮すること。

3. 不適物の保管及び処分

事業者は、本施設の運転にともなって、ごみピットや灰出し設備等でトラブル防止や解消作業などにともなって臨時的、突発的に発生する処理不適物を場内にて保管・貯留し、適切に処分すること。

4. エネルギーの有効利用

事業者は、本施設を運転することにより発生する熱エネルギーを利用して発電等を行い、安定した余熱利用を図るものとする。

- 1) 蒸気、電力等による余熱利用方法は、隣接する「のんこの温水センター」への温水（熱交換）供給、発電電力の場内利用、「のんこの温水センター」への電力供給とし、余剰電力が発生する場合は、小売電気事業者に売電を行うことを基本とする。余熱利用の供給条件及び一般送配電に関する条件について、詳細を添付資料3に示す。
- 2) 本組合は、本業務期間を通じ、小売電気事業者と本施設の売電に係る契約を締結する。
- 3) 事業者は、売電に関して本組合が事務手続きを行う場合、支援を行うこと。
- 4) 売電により得られる収入は、本組合に帰属するものとする。
- 5) 事業者は、時間帯区別に電力量が把握できるようにすること。

第9章 関連業務

1. 本施設の関連業務

事業者は、本書、関係法令等を遵守し、本施設の運営・維持管理に必要な関連業務を行うこと。

2. 清掃・植栽管理

- 1) 事業者は、施設の清掃計画を作成し、外構を含めた施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。
- 2) 事業者は、事業予定地内の樹木、植え込み及び芝生等の植栽を選定するなど適切に管理すること。
- 3) 事業者は、法面及び雨水側溝や門扉、外灯等の外構設備を適切に管理すること。
- 4) 事業者は、清掃・植栽管理に関する備品等の調達、購入、補充等を行うこと。

3. 防火管理

- 1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した防火管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- 3) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 4) 特に、ごみピット、貯留設備等については、入念な防火管理を行うこと。

4. 施設警備・防犯

- 1) 事業者は、場内の施設警備・防犯体制を計画・整備すること。
- 2) 事業者は、計画・整備した施設警備・防犯体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- 3) 事業者は、本施設が全面休業する場合は、確実に施錠して外部からの侵入を防止すること。

5. 見学者対応

- 1) 事業者は、本施設の稼動状況及び環境保全状況等について、見学者が理解を得るように努めること。行政視察者及び一般見学者の見学は、受付・対応を含め本組合が行うが、必要に応じて支援を行うこと。なお、既存施設の見学者実績データを、添付資料4に示す。
- 2) 見学者説明要領書を作成し、本組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、「第I編 設計・建設業務編 第I編第3章第10節5.2」に示す説明用パンフレット（一般用、小学生用）を配布できるように作成・確保すること。なお、建設時に作成した説

明用パンフレットが残っている場合は、これを利用すること。また、説明用パンフレットの内容については、本業務期間中必要に応じ更新し、本組合の承諾を得るとともに、電子データを本組合へ引き渡すこと。

- 4) 事業者が作成・管理を行う本施設のホームページに見学者申込み方法を表示すること。
- 5) 事業者は、「第Ⅰ編 設計・建設業務編 第Ⅰ編第3章第10節5.」に示す説明用備品類を適切に管理し、故障及び破損時は補修するとともに、啓発展示については必要に応じ最新のものに交換を行うこと。

6. 住民対応

- 1) 事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 事業者は、本施設の運営・維持管理業務に関して、住民等から意見等があった場合、適切に対応し、本組合に報告すること。

7. 車両誘導

事業者は、搬入車両の渋滞時等に安全に搬入が行われるように、必要に応じて誘導員を配置する等、施設敷地周辺において適切に搬入車両を誘導・指示すること。

8. 防災対策

- 1) 事業者は、地震等の災害発生時を想定し、本組合と協議して緊急時対応マニュアルの中に業務継続体制など業務継続計画の内容を記載すること。
- 2) 事業者は、地震、風水害、その他の災害時発生に備えて、自主防災組織を構築するとともに、年1回以上防災訓練を実施し、それらの内容を本組合に報告すること。
- 3) 事業者は、災害対策基本法及び諫早市地域防災計画、構成市の災害廃棄物処理計画等を踏まえ、地震、風水害、その他の災害時発生に、防災活動を支援できる施設として、近隣住民の避難が可能な収容体制の整備、受入態勢の整備（物資の備蓄含む）、非常参集や情報収集連絡体制の確立等を行い、本組合に報告すること。なお、災害発生時に商用電源が停止した場合でも1炉自立運転により電源と熱源を確保し、避難住民のために供給できることを想定している。
- 4) 事業者は、災害対策基本法及び諫早市地域防災計画書、構成市の災害廃棄物処理計画等を踏まえ、地震、風水害、その他の災害時発生には、本組合と協議し、構成市及び協力要請があった市町村が搬入する災害廃棄物の保管及び施設の処理能力の範囲における処理を行うこと。
- 5) 事業者は、法面及び外構設備の巡回点検を行うなど適切に管理すること。

9. 保険への加入

- 1) 事業者は、運営・維持管理業務を行うにあたって、第三者への損害賠償保険、労働者災害補償保険等の必要な保険に加入すること。また、更新修理等を行う場合は必要に応じ工事保険に加入すること。
- 2) 保険金額等については、事業者の裁量に委ねるが、保険契約及び保険証書の内容について本組合に報告すること。

10. 本組合による運営モニタリング（業務実施状況の監視）への協力

本組合は、事業者による運営・維持管理業務の状況が、基本契約書、運営業務委託契約書及び本書に定める要件を満たしていることを確認するために、運営モニタリング（業務実施状況の監視）の実施を行う。

事業者は、運営モニタリング（業務実施状況の監視）へ協力すること。なお、本組合が運営モニタリングを実施するにあたり、第三者へ協力を求める場合がある。

- 1) 本組合は、運転月報及び年報等の確認に際し、定例会議を開催し、その内容を確認する。
- 2) 事業者は、定例会議に出席し、資料説明を行うこと。なお、定例会議の詳細は、本組合と事業者で協議を行い、決定する。
- 3) 定例会議は、毎月1回の開催を基本とし、本組合と事業者で協議を行い、開催回数を増減する。